公　告

諸　事　項

工場財団

長野県飯田市松尾新井6363番地**宮内産業株式会社**の工場財団に飯田市松尾新井6363番地本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月８日　長野地方法務局飯田支局

東京都千代田区大手町二丁目２番１号**ＪＮＣ株式会社**の工場財団に熊本県八代市坂本町大字深水い字土輪2384番ＪＮＣ株式会社内谷第一発電所及び、熊本県八代市坂本町大字西部は字真道301番の２、302番の１ＪＮＣ株式会社内谷第二発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月８日　熊本地方法務局八代支局

有権者申出方

元当局所属公証人鈴木陽一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月８日　仙台法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月８日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年８月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社田窪工業所　矢野　孝二　愛媛県西条市北条962―７　国土交通大臣許可（般―04）第22304号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告